

# 八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の 人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

〔平成27年11月25日〕  
要綱第25号

改正 平成29年1月16日要綱第1号  
平成29年4月1日要綱第21号  
平成30年8月23日要綱第37号  
平成30年10月9日要綱第49号  
令和元年9月2日要綱第13号

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第3条）

### 第2章 訪問介護相当サービス

#### 第1節 基本方針（第4条）

#### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第5条－第14条）

#### 第3節 訪問介護相当サービスに要する費用の額（第15条）

### 第2章の2 訪問型サービスA

#### 第1節 基本方針（第15条の2）

#### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第15条の3・第15条の4）

#### 第3節 訪問型サービスAに要する費用の額（第15条の5）

### 第3章 通所介護相当サービス

#### 第1節 基本方針（第16条）

#### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第17条－第20条）

#### 第3節 通所介護相当サービスに要する費用の額（第21条）

### 第3章の2 通所型サービスA

#### 第1節 基本方針（第21条の2）

#### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第21条の3－第21条の5）

#### 第3節 通所型サービスAに要する費用の額（第21条の6）

### 第4章 雑則（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、[介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）](#)

第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）のうち訪問介護相当のサービス（緩和した基準によるサービスを含む。）の事業及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）のうち通所介護相当のサービス（緩和した基準によるサービスを含む。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 訪問介護相当サービス事業者 法第115条の5第1項の規定により介護予防相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。
- (3) 訪問型サービスA 訪問型サービスのうち、緩和した基準によるものをいう。
- (4) 訪問型サービスA事業者 訪問型サービスAの事業を行う者をいう。
- (5) 通所介護相当サービス 通所型サービスのうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- (6) 通所介護相当サービス事業者 法第115条の5第1項の規定により介護予防通所介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。
- (7) 通所型サービスA 通所型サービスのうち、緩和した基準によるものをいう。
- (8) 通所型サービスA事業者 通所型サービスAの事業を行う者をいう。
- (9) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所における常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

- (10) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。
- (11) 旧指定介護予防サービス等基準 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。
- (12) サービス担当者会議 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。

（事業の一般原則）

第3条 訪問介護相当サービス事業者、訪問型サービスA事業者、通所介護相当サービス事業者及び通所型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 前項の規定に掲げる事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

第4条 訪問介護相当サービスは、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合、その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護

相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者(以下「介護福祉士等」という。))をいう。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は訪問介護相当サービス事業と指定介護予防訪問介護(旧指定介護予防サービス等基準第4条に指定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問介護相当サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項に規定するサービス提供責任者は、介護福祉士等であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第40号)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))又は指定夜間対応型訪問介護事業所(同条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。))に従事することができる。

5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介

護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第5条第1項から第4項まで又は[旧指定介護予防サービス等基準](#)第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第7条第1項又は[旧指定介護予防サービス等基準](#)第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 [第5条](#)第2項に規定するサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該事業者が定める重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を

行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護相当サービス事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業を廃止し、



又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問介護相当サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の以後においても引き続き当該訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

### 第3節 訪問介護相当サービスに要する費用の額

第15条 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、別表第1に定めるとおりとする。

## 第2章の2 訪問型サービスA

### 第1節 基本方針

第15条の2 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業員の員数)

第15条の3 訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条の2に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下この条において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、か

つ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスA及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数に依り、必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であつて、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第5条第1項から第4項まで又は[旧指定介護予防サービス等基準](#)第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第15条の4 [前章第2節](#) (第5条及び第10条を除く。)の規定は、訪問型サービスAの事業に準用する。この場合において、[第6条](#)中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、[第8条](#)中「[第5条](#)第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「[第15条の3](#)第2項に規定する訪問事業責任者」と、「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスA計画」と、[第9条](#)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者等」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 第3節 訪問型サービスAに要する費用の額

(訪問型サービスAに要する費用の額)

第15条の5 訪問型サービスAを指定事業者が実施する場合に要する費用の額は、[別表第2](#)に定めるとおりとする。



2 訪問型サービスAを委託で実施する場合の費用の額は、1回（概ね60分程度）当たり110単位とし、週1回、週2回又は週2回を超える程度の利用とする。

### 第3章 通所介護相当サービス

#### 第1節 基本方針

第16条 通所介護相当サービスの事業は、既に通所介護を利用しており通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善又は維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（通所介護員等の員数）

第17条 通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（[指定居宅サービス等基準](#)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者

をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)との事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数の5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該通所介護相当サービスの利用定員(事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第2項において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能

の低下を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護相当サービスの他に職務に従事することができるものとする。

7 第1項に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第93条第1項から第7項まで又は[旧指定介護予防サービス等基準](#)第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第18条 通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその提供に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第95条第1項

から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第19条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第20条 第2章第2節(第5条、第7条及び第11条を除く。)の規定は、通所介護相当サービスについて準用する。この場合において、第8条中「第5条第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「第20条において準用する第6条に規定する管理者」と、「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「通所介護相当サービス」と、第9条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従事者」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第3節 通所介護相当サービスに要する費用の額

第21条 通所介護相当サービスに要する費用の額は、別表第3に定めるとおりとする。

## 第3章の2 通所型サービスA

### 第1節 基本方針

第21条の2 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、ミニデイサービス、運動・レクリエーション又は行事等を通じて必要な日常生活上の支援及び生活機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(従事者の員数)

第21条の3 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)

が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1名以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行なわれるものをいう。
- 5 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで](#)又は[旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項まで](#)に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第21条の4 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営

されている場合については、[指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで](#)又は[旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで](#)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第21条の5 [第2章第2節](#) (第5条、第7条、第10条及び第11条を除く。) 及び[第19条](#)の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、[第8条](#)中「[第5条](#)第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「[第21条の5](#)において準用する[第6条](#)に規定する管理者」と、「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスA計画」と、[第9条](#)中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従事者」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第3節 通所型サービスAに要する費用の額

第21条の6 通所型サービスAを指定事業者が実施する場合に要する費用の額は、[別表第4](#)に定めるとおりとする。

2 通所型サービスAを委託で実施する場合の費用の額は、[別表第5](#)に定めるとおりとする。

## 第4章 雑則

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの人員、設備及び運営等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

### 附 則 (平成29年1月16日要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。



(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定は、この要綱の施行の日以後における訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス及び通所型サービスAの人員、設備及び運営等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年4月1日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年8月23日要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月9日要綱第49号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則 (令和元年9月2日要綱第13号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

訪問介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
訪問型サービス費Ⅰ	1, 172単位	1月につき（週1回程度の訪問） 1月につき4回を超える利用があった場合	事業対象者 要支援1・2
訪問型サービス費Ⅱ	2, 342単位	1月につき（週2回程度の訪問） 1月につき8回を超える利用があった場合	事業対象者 要支援1・2
訪問型サービス費Ⅲ	3, 715単位	1月につき（週2回を超える程度の訪問） 1月につき12回を超える利用があった場合	事業対象者 要支援2
訪問型サービス費Ⅳ	267単位	1回につき 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
訪問型サービス費Ⅴ	271単位	1回につき 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
訪問型サービス費Ⅵ	286単位	1回につき 1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
訪問型サービス費 （短時間サービス）	166単位	1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能	事業対象者 要支援1・2

2 加算項目

名称	単位数	適用区分
初回加算	200単位（1月につき）	利用者に対して初めてサービスを実施した場合
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1000分の137を乗じて得た単位	介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1000分の100を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に1000分の55を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の90を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に100分の80を乗じて得た単位	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1000分の63を乗じて得た単位	経験・技能のある介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1000分の42を乗じて得た単位	

- 注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問型サービス費Ⅰから介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）までを算定しない。
- 注2 生活機能向上連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 注3 「1 基本項目」について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。
- 注4 「1 基本項目」について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。
- 注5 「1 基本項目」について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。
- 注6 「1 基本項目」について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。
- 注7 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅴ）までについて、所定単位数は、訪問型サービス費Ⅰから生活機能向上連携加算（Ⅱ）までにより算定した単位数の合計。なお、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注8 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、所定単位数は訪問型サービス費Ⅰから生活機能向上連携加算（Ⅱ）までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において、特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

#### 備考

- (1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。
- (2) 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。
- (3) 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。

別表第2（第15条の5関係）

訪問型サービスA（指定事業者による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
基準緩和訪問型サービス費（1） 月4回まで	170単位	1回につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（1） 月4回を超える場合	850単位	1月につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（1） 月5回から8回まで	170単位	1回につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（1） 月8回を超える場合	1,530単位	1月につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（1） 月9回から12回まで	170単位	1回につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和訪問型サービス費（1） 月12回を超える場合	2,210単位	1月につき（1回当たり45分未満のサービスを行った場合） 1月の中で12回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月4回まで	209単位	1回につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月4回を超える場合	1,045単位	1月につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月に5回から8回まで	209単位	1回につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月8回を超える場合	1,881単位	1月につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月に9回から12回まで	209単位	1回につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和訪問型サービス費（2） 月に12回を超える場合	2,717単位	1月につき（1回当たり45分以上60分未満のサービスを行った場合） 1月の中で12回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2

注 「基準緩和訪問型サービス費（1）月4回まで」から「基準緩和訪問型サービス費（2）月に12回を超える場合」までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。

備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。

別表第3（第21条関係）

通所介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
通所型サービス費1	1,655単位	1月につき 1月につき4回を超える利用があった場合	事業対象者 要支援1
通所型サービス費2	3,393単位	1月につき 1月につき8回を超える利用があった場合	事業対象者 要支援2
通所型サービス費1回数	380単位	1回につき 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1
通所型サービス費2回数	391単位	1回につき 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2

2 加算項目

名称	単位数	適用区分
生活機能向上グループ活動加算	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
運動器機能向上加算	225単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上のためのサービスを実施した場合
栄養改善加算	150単位（1月につき）	利用者の低栄養状態の改善等を目的としたサービスを実施した場合
口腔機能向上加算	150単位（1月につき）	利用者の口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （運動器機能向上及び栄養改善）	480単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上及び栄養改善のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （運動器機能向上及び口腔機能向上）	480単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上及び口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （栄養改善及び口腔機能向上）	480単位（1月につき）	利用者の栄養改善及び口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） （運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上）	700単位（1月につき）	利用者の運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のためのサービスの全てを実施した場合
事業所評価加算	120単位（1月につき）	当該事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （事業対象者・要支援 1）	72 単位（1 月につき）	当該事業所におけるサービス提供体制が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （事業対象者・要支援 2）	144 単位（1 月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （事業対象者・要支援 1）	48 単位（1 月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （事業対象者・要支援 2）	96 単位（1 月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援 1）	24 単位（1 月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援 2）	48 単位（1 月につき）	
生活機能向上連携加算	200 単位（1 月につき） ※運動器機能向上加算を算定している場合には、100 単位（1 月につき）	外部のリハビリ専門職や医師が事業所等を訪問し、共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成する場合
栄養スクリーニング加算	5 単位（1 回につき） ※6 月に 1 回を限度とする	管理栄養士以外の介護職員等が確認した利用者の栄養状態に関する情報を、介護予防ケアマネジメント実施者等に文書で共有した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 1000 分の 59 を乗じて得た単位	介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 1000 分の 43 を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に 1000 分の 23 を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に 100 分の 80 を乗じて得た単位	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 1000 分の 12 を乗じて得た単位	経験・技能のある介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 1000 分の 10 を乗じて得た単位	

注 1 「1 基本項目」について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じる。

注 2 「1 基本項目」について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じる。

注 3 「1 基本項目」について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 100 分の 5 を乗じた単位を足す。

注 4 「1 基本項目」について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1 月につき 240 単位を足す。

注 5 「1 基本項目」について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

通所型サービス費 1・通所型サービス費 1 回数 376 単位

通所型サービス費 2・通所型サービス費 2 回数 752 単位



注6 生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 栄養改善加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注8 生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注9 栄養スクリーニング加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注10 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅴ）までについて、所定単位は通所型サービス費1から栄養スクリーニング加算までによる算定した単位数の合計。なお、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注11 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、所定単位は通所型サービス費1から栄養スクリーニング加算までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

#### 備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。

(2) 通所介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。

(3) 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。

別表第4（第21条の6関係）

通所型サービスA（指定事業者による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
基準緩和通所型サービス費1・時減 月4回まで	259単位	1回につき（1回当たり3時間以上4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1
基準緩和通所型サービス費1・時減 月4回を超える場合	1,128単位	1月につき（1回当たり3時間以上4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1
基準緩和通所型サービス費2・時減 月5回から8回まで	267単位	1回につき（1回当たり3時間以上4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和通所型サービス費2・時減 月8回を超える場合	2,319単位	1月につき（1回当たり3時間以上4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和通所型サービス費1 月4回まで	334単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1
基準緩和通所型サービス費1 月4回を超える場合	1,455単位	1月につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1
基準緩和通所型サービス費2 月5回から8回まで	344単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2
基準緩和通所型サービス費2 月8回を超える場合	2,988単位	1月につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2

注1 基準緩和通所型サービス費について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

基準緩和通所型サービス費1

1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 1回数 94単位  
 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合 1月 376単位

基準緩和通所型サービス費2

1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合 1回数 94単位  
 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合 1月 752単位

注2 基準緩和通所型サービス費について、送迎を実施しない場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

基準緩和通所型サービス費1

1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 1回数 40単位

1月の中で4回を超えるサービスを行った場合 1月 172単位

基準緩和通所型サービス費2

1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合 1回数 40単位

1月の中で8回を超えるサービスを行った場合 1月 344単位

備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。

別表第5（第21条の6関係）

通所型サービスA（委託による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
基準緩和通所型サービス費・時減 通所型サービスA・委託	250単位	1回につき（1回当たり3時間以上4時間未満のサービスを行った場合） 週1回程度の利用	事業対象者 要支援1・2
基準緩和通所型サービス費 通所型サービスA・委託	300単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 週1回程度の利用	事業対象者 要支援1・2

注1 送迎を実施しない場合は、それぞれ1回につき40単位を減算する。

備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。